

山梨県公報

第二千四百五号

平成二十六年

四月七日

月曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定(二件)……………二二五
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………二二五
○手数料の収納事務の委託……………二二五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二二六

告示

山梨県告示第二百二十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年四月七日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名称	所在地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期限

平成二十九年三月二十四日

山梨県告示第二百二十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年四月七日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名称	所在地
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東千百十番地

二 認定期限

平成二十九年三月二十八日

山梨県告示第二百二十九号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十五年山梨県告示第二百四十七号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。

平成二十六年四月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定を解除する区域 南巨摩郡富士川町鯉沢字上の山二千三百二十二番の一部
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第三百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十六年四月七日

山梨県知事 横内正明

一 委託の相手方

南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会

二 委託に係る手数料

パーキング・チケット発給手数料

三 委託の期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

公 告

南巨摩郡富士川町天神中条千百三十四番地 富士川町長 志村 学

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成二十六年四月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南巨摩郡富士川町青柳町字整理地一六五五の三の一部、一六五六の二の一部、一六
 五七の二の一部、一六五八の二の一部、一六五八の二の一部、一六五九の二、一六五
 九の三、一六五九の四の一部、一六五九の五の一部、一六六〇の二、一六六〇の二の
 一部、一六六〇の三、一六六〇の四、一六六〇の五の一部、一六六〇の六の一部、一
 六六〇の七、一六六一の一、一六六一の二の一部、一六六一の三、一六六一の四、一
 六六二の二の一部、一六六二の三、一六六三の二の一部、一六六三の二の一部、一六六四の
 一、一六六四の二、一六六五の一、一六六五の二、一六六六の二、一六六六の二、一
 六六六の三、一六六七の一、一六六七の二、一六六七の三、一六六八の一、一六六八
 の二、一六六八の三、一六六九の一、一六六九の二の一部、一六六九の四、一六七〇
 の三、一六七〇の四、一六七六の二の一部、一六七六の三、一六七七の一、一六七七
 の二、一六七八の一、一六七八の二、一六七九の二、一六七九の三、一六七九の四、
 一六八〇の一、一六八〇の二、一六八〇の四、一六八一の二、一六八一の三、一六八
 一の四、一六八二の二、一六八二の三の一部、一六八二の四、一六八二の五、一六八
 三の二の一部、一六八三の三、一六八三の四の一部、一六八三の六並びに字上川原二
 九七八の一、二九七八の三の一部、二九七八の四の一部、二九九一の三、二九九二の
 四及び道、水の区域

二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
河川	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び富士川町役場
 に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番